

技術で豊かなまちづくり

平成12年1月1日

# 高知土木技士

No.26

(社)高知県土木施工管理技士会 [高知市本町4-2-15 建設会館5F TEL825-1844]



## 平成11年度表彰 高知県優良建設工事

施 工 竹村産業株式会社

工 事 名 坂本ダム第9号  
林道付替道工事

場 所 宿毛市橋上町楠山

主任技術者 野口幸治



# 新年の御挨拶



会長 北村牛基

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

本県技士会も関係機関のあたたかいご協力・ご援助により、創立20周年を迎えることとなりました。私共で構成している全国土木施工管理技士会も、日本全域にわたり組織が充実され、その会員数は、10万人余と国内有数の団体に位置づけられ発展しております。

さて、土木工事の現場では、日進月歩する建設技術により、新しい施工法などが絶えず導入され、工事現場における環境問題、相隣関係、労働・公衆災害防止など内的・外的規制条件も多方面に亘り、また、目まぐるしく変化を遂げております。

一方新しい入札制度の導入とあいまって、独自の施工法がより求められる傾向は強まっております。技術の変化に対応できる土木施工管理技士のレベルアップは将来とも常に必要であります。

この期に、各県技士会会員のオンライン化を図り、CPDS（継続的専門能力啓発システム）を充実し、会員の一人一人が、自ら挑戦し、技術力の向上と社会的地位の確立で、国民生活に一層寄与するよう励み、施工技術の確保に貢献する優良技士として、その優位性をアピールし、建設業法に基づく大臣指定や、建設産業界の裏方として、その発展が要望されます。

会員の皆様、また賛助企業の温かいご協力により、2000年の新しい未来が開け、会員のための高知県土木施工管理技士会として発展することを誓い、新春のご挨拶とします。



## 新年の御挨拶

高知県土木部長 石川和秀

新年あけましておめでとうございます。2000年という大きな節目の年頭にあたり、皆様の御多幸と御健勝を心からお祈り申し上げます。

皆様には、平素より本県の土木行政の推進に御支援、御協力をいただき深く感謝申し上げます。

昨年5月には「しまなみ海道」が開通し、本四三架橋時代が到来しました。これに接続する高知自動車道の延伸など、県勢浮揚の原動力となる社会資本の整備が様々な形で着々と進んでいます。今後は、このような施設をどう利活用するかといったソフト戦略もますます重要になってきます。

本県の道路をはじめとする各種の社会資本の整備は、全国的な水準からみましても立ち遅れています。県勢の発展のためには、公共投資がまだ必要な状況であり、重点的に取り組まなければならないと考えています。また、一昨年のも豪雨災害にみられますように県民の生命、財産を守るための防災対策にも引き続き取り組んでいかなければなりません。

一方、本県の財政事業は大変厳しい状況です。限られた財源で、いかに県民のニーズに対応していくかなど、公共事業のあり方が厳しく問われています。

こうしたことから、公共事業の透明性、効率性を確保するために入札契約制度の改善や住民参加による事業手法の導入などの取り組みを進めています。また、予算の量的なスリム化と質的な転換を推進するために、これまで以上に公共事業の緊急性や効果を明確にしたうえで事業を選択し、重点化を図っていかなければならないと考えています。更には、自然環境への配慮、少子・高齢化、地域社会の構造変化など社会情勢の変化に対応することができるよう努めてまいります。

こうした公共事業を巡る環境が大きな転換期を迎えている今、振り返ってみますと、戦災復興から南海地震災害や昭和40、50年代の台風災害からの復興を経て現在に至るまで、公共事業は安全で暮らしやすい県土づくりに大きく貢献してまいりました。こうしたプロジェクトを支えてきた歴史は、絶えず時代の変化に応じて進歩してきた土木技術の歴史であると言っても過言ではないと思います。今後とも皆様におかれましては、土木技術者としての誇りを保ち、自己研鑽に励まれ、技術の向上に努めてくださるようお願いいたします。

新しい時代の幕開けに際して、高知県土木施工管理技士会のますますのご発展と皆様の御活躍を祈念いたしまして御挨拶とさせていただきます。

● 技術コーナー ●

## 安全衛生管理手法に関する 最近の動きについて

高知労働基準局安全衛生課長 佐々木 邦 臣

### 1 はじめに

昨年は、東海村の核燃料加工施設の臨界事故や山陽新幹線のコンクリート剥落など、科学技術の進歩と裏腹に基本的な安全対策のあり方が問われる事故が相次ぎました。特に、最近では、いわゆる「ヒューマンエラー」に起因する災害が目立っており問題となっていますが、このような災害を防止していくためには、やはり人間を過信せず（軽視するというのではなく）、エラーしても大丈夫なハード面の対策と、エラーをできるだけ少なくしていくための教育などのソフト面の対策を継続的に押し進めていくことが大切でしょう。そして、それを推し進めていくための組織的な安全衛生管理をいかに充実していくかがポイントとなると思われます。

労働省は、昨年4月に、標準的な安全衛生管理の手法として「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を公表しました。

この背景として、ひとつには、国際的に事業場の「管理」に関するシステム化が進んでいることがあります。品質管理のISO9000シリーズ、環境管理ISO14000シリーズなどは我が国でも認証取得の動きが盛んですが、これらに続くシステム化対象として、安全衛生管理が取り沙汰されており、実際、地域的なものとしてはOHSAS18000シリーズがすでに公表されています。このような流れのなかで、国内的に対応できるものとして、労働省版の「労働安全衛生マネジメントシステム」が用意されたという面が確かにあります。

しかしながら、より重要な目的としては、平均的に見ると一定の労働安全衛生水準に達した現在、今後より一層の安全衛生水準の向上を図るための新しい手法を提示する、という観点でシステム化の指針が示されたということです。

今般、この労働省の指針に基づき、建設業の固有の特性を踏まえた「建設労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」が建設業労働災害防止協会から公表されました。すでに、全国大手のゼネコンの中には、全社的に「労働安全衛生マネジメントシステム」を構築し運用されているところもあると聞いていますが、県内の建設業者の方々にも、現状の水準を打破し、より確実な安全を確保していくために、この「ガイドライン」の考え方が参考になるのではないかと思いますので、次にその概要をご紹介します。

### 2 「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」について

ガイドラインに示されている実施事項は、図1のとおりとなっています。

基本的な考え方や骨格は労働省の指針と変わりませんが、建設業ならではの特徴としては、実施事項を「店社において必要な基本的事項」と「作業所において必要な基本的事項」に明確に分け、お互いに関連しながら、全体として「計画－実施－評価－改善」のサイクルが回り、システムが構築されるようになっている点が挙げられます。作業所は、店社の定めた手順を踏まえてシステムを具体的に実施し、また、作業所の安全衛生活動の実施状況が店社にフィードバックされるというように互いにリンクし、全体として継続的なシステムができあがるという仕組みになっています。

建設業労働災害防止協会では、一昨年12月に全国4箇所「ガイドライン」についての説明会を行いました。今後も、平成11年度内に高知県内での説明会が予定されている他、「シス

テム構築担当者研修」の実施や「解説書」の発行が予定されているようです。(詳しくは、建設業労働災害防止協会高知県支部(☎088-822-0321)にお問い合わせください。)

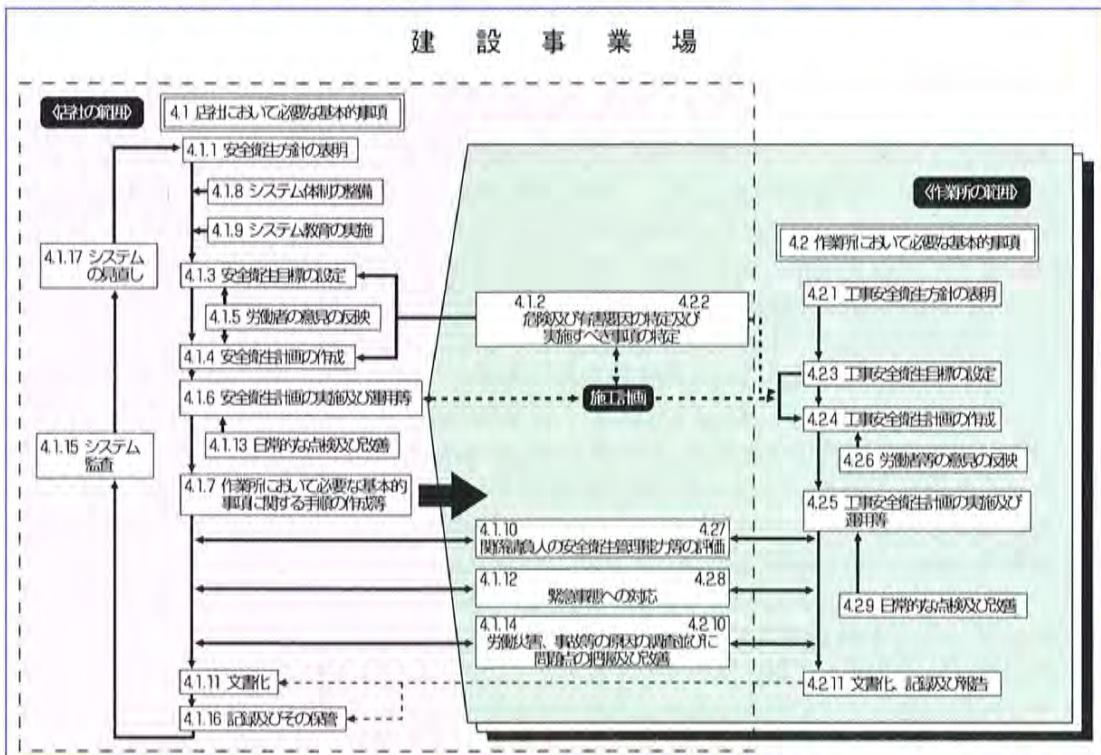
### 3 これからの安全衛生管理とマネジメントシステム

建設分野においても、これから安全衛生管理手法をより充実していく上で、マネジメントシステムの導入は有益な方法ではないかと考えます。国全体として競争力をアップするために規制緩和が進められている現在、さらに安全衛生水準を高めていくためには、国が法令で縛っていくことよりも、個々の事業場がそれぞれ自主的な管理を進めていくことがより重要になってきています。「ガイドライン」は、そのような自主的管理を上手に行っていく上での指針と言うべきものでしょう。

ただし、具体的な管理手法は、それぞれの事業場で考えていただかなければならないものです。実現すべき安全衛生の水準を「作品」、そのための具体的な管理手法、例えばパトロールやKYなどを「道具」とすれば、マネジメントシステムは、「道具箱」ではないかと思えます。すなわち、どのような「作品」を作りたいか、そのためにはどのような道具を使うか、またどのような使い方をするか、といった点は、まさに事業場ごとにすでに培われ蓄積されているノウハウがベースになるのではないかと思います。ただ、「道具箱」があれば、道具を整理し、効率的な維持・管理ができます。そして、どのようにして「道具箱」を作れば良いかを示したものが「ガイドライン」と言えます。これに従って、すでにある道具を継続的に管理し改良していくことが可能になります。

多くの建設事業場において、現在の安全衛生のノウハウの上に、上手くマネジメントシステムを形作っていただき、建設業における労働災害の撲滅に向かってさらに前進していただくことを期待しております。

図1 建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインによる実施フロー



## ● ● ● 会員の広場コーナー ● ● ●

### 若き日の思い出

豚座建設 株式会社 佐田 末喜 (代表取締役会長)

私は高知県立幡多農業高等学校を昭和32年卒業しまして、その年の5月5日の子供の日に豚座建工業所に入所したのでありますが、それ以来早いもので42年がすぎようとしております。入所した時は従業員が10名位だったと思いますが、碎石事業と建設業とをしておりました。私は入所してすぐに中村市内の敷地堤防工事現場で工事に働いていただく労務者や囚人の出面(出勤簿)を付ける仕事でありました。この当時の請負金額が7,500,000円位であったと思います。建設省と高知県の合併の工事で、この当時は県内で失業対策事業とあって、囚人の方をこの工事の完成までに何名か使用することが条件付の工事でありましたので、私はその人数を付けるのと、一般の労務者の出勤簿を付ける仕事であったのですが、囚人の方、男性約20名位の皆さんと毎朝顔を合わすことになり、私としては学校を卒業しまして、社会に出て初めてのことであり、また大きな体で色は黒い人、色の白い小さい人といろいろな話を聞いて、その日、その日をすごすことになりまして、私は大変おどろいたのは、大変にやさしい人が多くいましたし、また、話せば話すほど人間みのある方が多くいたことが、私としてもやりやすく日々を送ることができました。工期内で囚人同志がケンカをすることもありました。そうした付き合いの中、私は大変いい社会勉強になりました。

そうした皆さんの御協力により無事に工期内に工事が完成することになりまして、その後、何件か工事現場をテンテンとまわり、5年位経過しまして、会社より中村市の発注された工事で片魚林道改良工事の現場責任者として行くことになりましたが、私はまだ高校を卒業して社会に出まして5年すぎた23才の、土木事業が西も東もわからないことであり、どうしてこの工事を工期内に事故のない無災害で完成をさすか、大変とまどいしましたが、会社の命令であり、やるしかないと自分にいいきかせて片魚部落にのりこみました。

まずなにをすべきか、なんといっても宿舎がなくては、中村市内から片魚部落まで通勤することは片道1時間以上かかりますので、民家の住宅を借りて自分達のねどこを準備しました。その宿舎でこれからの計画を立て、工事に着手するように、まず測量をしなければなりません。測量の手元と代採をする人を準備しなければいけない。そうした労務者(人夫)を雇用することに私は2日間、地元部落の一家一家をまわりお願いをしました。片魚、三ツ又、常六、この三部落がまず工事現場に近い部落でありました。この地域は山林の面積が90%で平地面積が10%位であり、林業と農業の地域でありまして、農繁期がすめば、たいはんの人がこうした現場に働きにいつている地域でもありました。しかし、農繁期がすみ山林の仕事も少なくなっているときであったのに、私が2日間雇用にまわってもだれ一人働く希望者が出てこないのであり、私はこまりまして、私の宿舎の前の方で市議員と部落の区長さんをしておられる遠山さんという方に相談をしまして、一日私がまわった部落をまわっていただくことにしました。

その結果を聞いたところが、遠山区長さんが申すのには「佐田さん、働く人はいくらでもありますよ、しかし、佐田さんあなたは人を雇いにいく時の服装はどんな服装でいったかね」と聞かれました。「私は生まれて初めての現場の責任者として現地に入るまでに、すでに第一工区の工事に他の業者が工事施工いたしておりましたので、その現場を見学して自分の服装もきめてと思ひまして、私の兄が衣料品店をしておりましたので、兄に関東日貨ズボン(トビ職が着る)とキャハンといってズボンの下にはくものとトビタビを注文しまして、その品

物を着て、上着は会社シャツで労務者を雇用にいました」と区長さんにいったのですが、遠山区長さんが（アア）といい、「それが各部落の人は雇用に賛成でなかった原因ですね。」私は、遠山さんに「なぜですか」とおたずねすると、「佐田さん、この片魚部落、常六、三ツ又に早くから工事施工にこられた業者の中に、会社倒産して労務賃金を不払で行先不明となった業者がいました。その会社の責任者も佐田さんの服装と同じような人でありましたので、皆さんはしばらく調査をしてようすをみて、雇用してもらうか決めるという考えをもたれていたために、だれもすぐに来てくれなかった。」

それで、遠山さんが「あの佐田さんは中村市角崎という部落の出身でどなたに聞いてもまじめで、すなおで人間としておちどのない人であり、ぜひ一日でもよいから2人～3人位現場に働きにいつてくれないか、遠山が責任をもつ」といっていただきまして、次の日御夫妻で2人きてくれました。私はその2人に測量の手元で一日測量しました。そうしまして、2人の御夫妻がだれよりも口がしゃべれる御夫妻でありまして、仕事から帰って皆さんに私の人間性を話してくれたようです。すぐに5人～10人の労務者の方に来ていただきまして、工事が前向きに進行するようになり、胸をなでおろしたことであります。

それから工事も順調に進みましたが、この時代は機械でやることができず、全部人力施工でありました。業者がまだ機械を購入している状況ではなかったのでありまして、幡多地域に重機械を入れて工事施工をしている業者はいなかった時代であります。車は2tダンプで、山土をダンプに積み込むのにも人力でスコで積み、発破は人力で穴をクリ、その穴に小さいダイナマイトを入れて岩盤を発破でこわし、それを人力で鉄板にかき入れて、大スコに土を入れダンプに積み、土捨場まで運搬して盛土の工事に使用する施工方法であったが、最近は大きな重機械や大きなダンプトラックに積み、また大きなユンボ掘削機械で岩盤を掘削して、ダイナマイト等あまり使用する箇所が少なくなって、ほとんどが重機械で施工できる時代になり、安全対策面でも、今はいろいろな方法で安全管理では徹底して取り組んでおりますので、災害は少なくなってきておりますが、前は人力施工と合わせて、安全対策についても今ほどきびしくやっていなかったことと、現場の工事も安全対策面の費用も工事に積算していなかった工事も多くあったようにも思います。また、人力施工でやる工事は、工期も今より多くかかりますし、雨天はほとんど休業となりますし、機械施工の場合は少しの雨でも施工ができる工程もありますので、工期は現状は前よりはるかに少ない工期で工事施工完了となると思います。

この工事は約2ヶ年間で施工する工事でありました。それは初年度2工区、その次の年度で3工区の施工ということで、実際の施工した2工区、3工区の工事期日は約1年2ヶ月位であったと思いますが、私は初めてこのような現場で、初めて経験をし本当に私の人生の中で大変な苦労もありましたが、大きな経験と勉強になりました。人間はやはりこうした苦労、経験をして失敗をして、人間として成長していくのであると、今は大変感謝をいたしております。

田舎の零細な企業でありましたので、自分一人が何役もしなければいけない、たとえば、役所との対応、地元との対応、測量、現場段取り、労務者の配置、施工計画、現場管理、すべて一人で現場責任者として、この地域で施工する技術者の方はやっていたと思います。しかし、現在はかなり大手企業に近い状況になりつつあると思います。それにいろいろな機械が多くあり、また技術者もいろいろな技術を身に付けておりますし、安心して施工ができるようになりました。私もおかげ様で多数の方々の御指導や御支援を賜わり、いろいろな役職をさせていただき、大変お世話になっておりますが、こうした今までの苦労と経験をいかし、皆さんのお役にたてる人生になるよう努力いたし、この地域の発展と繁栄のために少しでも力になればと思っております。

最後に高知土木技士会の皆さんの企業の益々の御繁栄と御健康を心よりお祈りいたしまして、私の思い出のまとめといたします。

委員会コーナー

## “技士会会員加入でおもう”

制度委員長 田邊正也

制度委員長に選任されて約10年もたつて振り返ってみれば、反省する点ばかりで任務の怠慢さに恥じるものであります。だがスタートから今までの技士会の制度そのものの動きがスローであり、又全国の技士会のまとまりも遅かったせいもあった為に各制度のスタートが遅れたのと、資格者全員に徹底不足もあって、加入者数より未加入者数が多くて過半数に達していない当技士会での自分の微力さに恥じるのであります。が、当局も作った制度なら育てる義務があるはずだと思いながら、時期を待って10年、会長と共に全役員が知恵を絞り努力しているが、いまだに目的が達成されなくてやきもきしているばかりです。現在我が国の我々に関連する制度は、全部活用されていながら当技士会の制度はようやく指名選考基準だけにわずかながら適用されていて、資格者に対する考え方があまりにも軽視されて、メリットがないという声ばかりで、入会を拒んでいる技士が大多数いる現状を関係当局も認識してもらい、又我々技士会も日進月歩の技術を各講習を頻繁に行い、現在の技術力を尚一層の向上に努力を重ねて、発注当局に対しても、受注から完成までの責任施工を管理技士に任せてもらう様に近い将来に希望を持って、技士会の会員の存在を認めてもらい、信頼のおける高知県土木施工管理技士会の会員であると、大手を振って自信を持って、現場で活躍出来る事を望み技術士として現場での活躍を期待するものであります。





## 実施行事報告 (H11.8月~12月抜粋)

- H.11. 8.26 監理技術者講習 計4回 (8月26日・10月12日・11月9日・12月7日 のべ777名)  
 9. 9~10 1級実地受験準備講習会 (97名)  
 21 土木施工管理/CPDS評議会 (全国連合会技術委員会)  
 10. 3 1級土木実地試験実施  
 21 平成11年度四国四県統一テーマ 土木施工管理技術講習会 (115名)  
 テーマ 「施工管理システム (デジカメ写真管理を含む) について」  
 「品質管理と検査について」  
 「高知県建設工事監督規程及び工事検査規程について」



- 11.30 平成11年度中国・四国土木施工管理技士会連合会  
 ブロック協議会及び技術交流会 (於 高知市・三翠園)  
 建設省大臣官房技術調査室、中国地方建設局、四国地方建設局、四国四  
 県土木部等から45名のご出席をいただきました。  
 議 題 「今後の技士会の進むべき方向について (要望・その他)」他



(参考) 建通新聞掲載記事 **中四国土木技士会連合会** **ブロック協議会** **10項目の要望決議** 官庁交え 技術交流会も

中国・四国土木施工管理技士会連合会は11月30日、高知市鷹匠町の三翠園でブロック協議会と発注官庁を交えて技術交流会を開催した。

ブロック協議会では、土木施工管理技士の社会的地位の向上の実現に向けて、「土木施工管理技士のレベルアップ制度への支援について」など10項目の要望を決議し、全国土木施工管理技士会連合会に提出することとした。特にレベルアップ制度への支援については、連合会が取り組んでいる土木施工管理技士生涯学習プロセスとしての「土木施工管理/CPDS」(継続的専門能力啓発システム)制度の実現・定着に向けて、来賓の本山副会長に強く要望した。

引き続きの発注官庁との交流会は、中国地方建設局、四国地方建設局の幹部、四国四県の土木部長らが出席して行われ、先のブロック会議で決議した10項目の要望についての説明と、山本剛・建設大臣官房技術審議官付補佐による「コンクリートに関する最近の話題」の講演が行われた。

10項目の要望事項は①土木施工管理技士のレベルアップ制度への支援について②土木施工管理技士会所属技士の評価・活用について③2級土木施工管理技士の権限と地位の確立について④土木施工管理技士の評価の改善について⑤地方公共団体の入札制度を技術力重視に改善方のご指導について⑥ISO9000Sの取得と入札条件について⑦入札契約制度の見直しについて⑧主任(監理)技術者の現場専任制度の緩和について⑨施工管理合理化の推進について⑩四国地方への選択的重点傾斜配分について、となっている。

## 事務局だより - その(1)

# 会員のメッセージ大募集

## - 技士会誕生20周年記念事業 -

2000年の幕明けに私共の高知県土木施工管理技士会が、誕生20周年を迎えます。

これも偏に、会員皆様のご支援・ご協力の賜であり心よりお慶び申し上げます。

つきまして、記念事業として「記念誌の発刊」を計画しており、この記念誌に会員の皆様の声を載せ、20年におよぶさまざまな思い出と共に、新たな時代への技術者としての観点から建設事業への想いを、メッセージに託し未来への道しるべとし、その名を永久保存しましょう。

技士各位の奮ってのご応募を期待します。

### (応募要領)

- (1) 字数 200字程度
- (2) 顔写真 たて4.0cm よこ3.3cm
- (3) 締切期日 平成12年1月25日までにお願いいたします
- (4) その他 連絡は技士会事務局まで (TEL 088-825-1844)

創立20周年記念誌編集部

## 事務局だより - その(2)

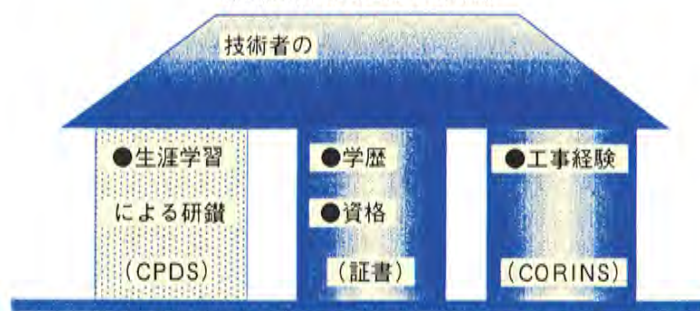
# 土木施工管理/CPDS (継続的専門能力啓発システム)のご案内

土木施工管理技士としての専門的知識と技量の維持強化、あるいは増進する生涯継続される学習プロセスであり、その目的・メリット・学習UNIT・等、CPDSの仕組みについて概要を説明いたします。

## I. CPDSの主な目的 (Continuing Professional Development System)

1. 努力する技術者の評価 (社会的地位の向上)  
従来表面に現れなかった研鑽努力の数量化
2. 技術者の技術力確保 (工事品質の信頼性向上)  
建設業法25条25が目指す施工技術の確保
3. 施工管理学習の体系化 (学習意欲と効率の向上)

(技術力を支える3本柱)



## II. 目標とする主なメリット

1. 経営審査事項での加点（技術力評価）
2. 工事経歴に相当（工事着手時の技術者評価）
3. 技術検定の実務経験年数に相当（受験年数の短縮）
4. 努力する技術者の活用—登録台帳の公表（信頼度、社会的評価の向上）
5. 技士会活動の評価（活性化・拡大）

## III. CPDSの学習UNITの対象となる事例

講習の受講、技術論文の発表、技術誌への投稿、見学会参加、講習会講師、通信学習

1. 指定講習
2. 連合会や各県技士会実施の講習会受講
3. 連合会や各県技士会主催の技術論文応募
4. 連合会や各県技士会発行の機関誌投稿
5. 連合会や各県技士会実施の見学会出席
6. 他の団体実施の講習会受講
7. 他の団体主催の技術論文募集で入賞
8. 他の団体実施の見学会出席
9. 他の団体発行の技術誌投稿
10. 関連技術講習会講師
11. モノブラフ（質問付きテキストの合格）による通信学習

## IV. CPDSの仕組み

土木施工管理/CPDS即ち継続的専門能力開発システム（以下「CPDS」と言う）は、前述Ⅲのいろいろな講習会等の修了者に対し、学習経歴を学習時間（「UNIT」と称する学習単位）によって評価するものです。

個人別に学習経歴のUNITをCPDS登録台帳へ記載し、データベースとして管理してゆきます。

学習時間のUNITは取得後5年間有効とし、講習修了毎に加算して管理します。

CPDSによって自己啓発している優良な技術者の証として、社会的にアピールし、社会評価を確実なものとするためCPDS技術者証を発行します。

更に個人別に管理されている学習時間のUNITは、CPDS登録技術者のメリットとして活用されるために、公表することにしてあります。

このシステムは平成12年度よりスタートし、会員技士の地位向上への取り組みとして、全国土木施工管理技士会連合会と呼応した、当技士会の事業目標に掲げております。

事務局

# 広報等連絡コーナー

● 研修委員会

平成11年度の研修旅行は4月に沖縄の研修を実施し35名の会員皆様の参加をみました。引き続き皆様方のご意見をふまえ企画していきたいと考えておりますので、平成12年度研修旅行へより多くの参加をお願いいたします。

また、県内研修についても、地区を考慮した有意義な研修を企画したいと考えますので、ご意見をお寄せ下さる様お願いいたします。

## 平成12年度 1、2級土木施工管理技士試験と講習会のご案内

### ～土木施工管理技士をめざして～

(社)全国建設研修センターが建設業法に基づいて実施します「試験・研修」、また、(社)高知県土木施工管理技士会が行います「受験準備講習会」を次のとおり予定しています。

なお、申込み用紙(願書)の販売方法、講習会への受講申し込み方法については、決定次第会員各位の所属会社あてにご案内文書を発送いたします。

### － 実 施 予 定 －

#### ◎ 検定試験

1級(学科)	申込受付	平成12年3月17日～3月31日
	試験日	〃 7月2日(日)
1級(実地)	申込受付	平成12年8月17日～8月31日
	試験日	〃 10月1日(日)
2級 (学科・実地同一日)	申込受付	平成12年3月17日～3月31日
	試験日	〃 7月16日(日)

#### ◎ 技術研修

2級	申込受付	平成12年3月17日～3月31日
	研修日	〃 6月下旬～7月下旬(4日間)
	会場	高知市

#### ◎ 受験準備講習会(「検定試験」受験に備える講習会)

1級(学科)	日程	平成12年5月30日～6月1日 〃 6月6日～8日	} (6日間)
	会場	高知市	

受講料	会員：45,000円・一般：48,000円
再受講者割引	(H11年度当講習会参加者) 会員：35,000円・一般：38,000円

1級(実地)	日程	平成12年9月5日～6日(2日間)
	会場	高知市
	受講料	会員：20,000円・一般：22,000円

2級	日程	平成12年6月13日～15日(3日間)
	会場	高知市
	受講料	会員：30,000円・一般：33,000円
	再受講者割引	(H11年度当講習会参加者) 会員：25,000円・一般：28,000円

